

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ボスニア・ヘルツェゴビナ公共放送スタジオ機材整備計画のためボスニア・ヘルツェゴビナ関係評議会との間の交換公文	ボスニア・ヘルツェゴビナ公共放送スタジオ機材整備計画を実施するために必要な役務の供与 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	44,600千円 H21.3.31まで	H20.12.1 サラエボ で (同日)	日本側 駐ボスニア・ヘルツェゴビナ大使 ボスニア・ヘルツェゴビナ側 スヴェン・アルカライ 外務大臣	H20.12.16 651号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。